

議案第5号

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会委員の報酬及び旅費等に関する 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び旅費等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監事(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、幕別町、更別村及び忠類村の長、助役並びに議会議員についてはこれを支給しない。

(旅費等の額)

第3条 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、旅費等を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費等は、会長の属する町村の関係規定を準用する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び旅費等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月21日から施行する。